

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	住民基本台帳	
行政機関等の名称	日向市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部市民課、細島支所、岩脇支所、美々津支所、東郷総合支所	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の記録及び管理を行うため	
記録項目	1 氏名、2 氏名の振り仮名、3 生年月日、4 性別、5 世帯主、6 続柄、7 戸籍の表示、8 住民となった年月日、9 住所を定めた年月日、10 従前の住所、11 個人番号、12 住民票コード、13 選挙人名簿に登録された旨、14 国民健康保険の資格に関する事項、15 後期高齢者医療の資格に関する事項、16 介護保険の資格に関する事項、17 国民年金の資格に関する事項、18 児童手当の受給資格に関する事項、19 印鑑登録に関する事項、20 宛名番号(住民コード)、21 世帯コード、22 異動日、23 住所、24 転出届出内容、25 転入先、26 備考、27 町丁字、28 行政区、29 投票区、30 小学校区、31 中学校区、32 改製情報、33 異動履歴、34 異動事由、35 届出日、36 改製連番、37 D Vフラグ、38 旧氏、39 旧氏の振り仮名、(外国人住民について) 40 通称、41 通称登録履歴、42 カナ氏名、43 国籍等、44 外国人住民となった年月日、45 中長期在留者である旨、46 在留カード情報、47 特別永住者である旨、48 特別永住者証明書番号、49 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨、50 仮滞在期間、51 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨	
記録範囲	日向市に住民登録を有するもの	
記録情報の収集方法	本人から提出された住民異動届出書、国・市区町村からの通知、職員が調査等をしたもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	住民基本台帳ネットワークに接続している市区町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	総務部 総務課 883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備 考	作成年月日：令和５年４月１日 最終更新日：令和７年８月１日

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	印鑑登録台帳	
行政機関等の名称	日向市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部市民課、細島支所、岩脇支所、美々津支所、東郷総合支所	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録台帳の記録及び管理を行うため	
記録項目	1 異動事由、2 異動年月日、3 届出年月日、4 氏名、5 生年月日、6 性別、7 住所、8 行政区、9 世帯主、10 住民コード、11 世帯コード、12 宛名番号、13 登録情報、14 廃止情報、15 保証人情報、16 取扱停止、17 発行要注意、18 世帯印影情報、19 登録場所、20 被成年後見人フラグ、21 印鑑登録履歴	
記録範囲	日向市に印鑑登録を有するもの	
記録情報の収集方法	申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	総務部 総務課 883－8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	作成年月日：令和 5 年 4 月 1 日 最終更新日：令和 6 年 4 月 1 日	

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	戸籍簿	
行政機関等の名称	日向市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部市民課、細島支所、岩脇支所、美々津支所、東郷総合支所	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍の記録及び管理を行うため	
記録項目	1 氏名、2 氏名の振り仮名、3 出生の年月日、4 戸籍に入った原因及び年月日、5 実父母の氏名及び実父母との続柄、6 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、7 夫婦については、夫又は妻である旨、8 他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、9 本籍、10 戸籍法施行規則第 30 条第 1 号から第 6 号に掲げる事項	
記録範囲	日向市に本籍を定めるもの	
記録情報の収集方法	届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	宮崎地方法務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	総務部 総務課 883－8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	作成年月日：令和 5 年 4 月 1 日 最終更新日：令和 7 年 8 月 1 日	

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	戸籍の附票	
行政機関等の名称	日向市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部市民課、細島支所、岩脇支所、美々津支所、東郷総合支所	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍の附票の記録及び管理を行うため	
記録項目	1 氏名、2 氏名の振り仮名、3 住所、4 生年月日、5 性別、6 編成日、7 住定日、8 本籍、9 筆頭者、10 在外選挙登録地、11 住民票コード	
記録範囲	日向市に本籍を定めるもの	
記録情報の収集方法	日向市又は他市区町村に届出された住民異動届出書、市区町村からの通知、職員が調査等をしたもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	住民基本台帳ネットワークに接合している市区町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	総務部 総務課 883－8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	作成年月日：令和 5 年 4 月 1 日 最終更新日：令和 7 年 8 月 1 日	

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	原戸籍簿	
行政機関等の名称	日向市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部市民課、細島支所、岩脇支所、美々津支所、東郷総合支所	
個人情報ファイルの利用目的	電子化前の紙戸籍の管理を行うため	
記録項目	1 氏名、2 出生の年月日、3 戸籍に入った原因及び年月日、4 実父母の氏名及び実父母との続柄、5 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、6 夫婦については、夫又は妻である旨、7 他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、8 本籍、9 戸籍法施行規則第 30 条第 1 号から第 6 号に掲げる事項	
記録範囲	日向市に本籍を定めるもの及び定めていたもの	
記録情報の収集方法	届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	宮崎地方法務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	総務部 総務課 883－8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	作成年月日：令和 5 年 4 月 1 日 最終更新日：令和 7 年 8 月 1 日	

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	除籍簿	
行政機関等の名称	日向市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部市民課、細島支所、岩脇支所、美々津支所、東郷総合支所	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍内の全員がその戸籍から除かれたものを戸籍簿とは別に管理するため	
記録項目	1 氏名、2 氏名の振り仮名、3 出生の年月日、4 戸籍に入った原因及び年月日、5 実父母の氏名及び実父母との続柄、6 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、7 夫婦については、夫又は妻である旨、8 他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、9 本籍、10 戸籍法施行規則第 30 条第 1 号から第 6 号に掲げる事項	
記録範囲	日向市に本籍を定めていたもの	
記録情報の収集方法	届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	宮崎地方法務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	総務部 総務課 883－8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	作成年月日：令和 5 年 4 月 1 日 最終更新日：令和 7 年 8 月 1 日	

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	国民年金システム（国民年金業務）	
行政機関等の名称	日向市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金に関する事務を行うため	
記録項目	1 基礎年金番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 性別、6 電話番号、7 年金加入履歴、8 所得情報、9 異動年月日、10 死亡年月日、11 住民コード、12 世帯状況、13 個人番号	
記録範囲	国民年金加入者及び国民年金加入者であった者	
記録情報の収集方法	各種申請及び届出、日本年金機構からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	厚生労働大臣、日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	総務部 総務課 883－8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	作成年月日：令和 5 年 4 月 1 日 最終更新日：令和 7 年 8 月 1 日	

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	畜犬管理システム	
行政機関等の名称	日向市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	犬の登録情報の管理及び狂犬病予防注射の案内に使用する。	
記録項目	1 飼い主氏名、2 飼い主住所、3 電話番号、4 犬の名前、5 犬の所在地、6 犬種、7 犬の生年月、8 毛色、9 犬の性別、10 犬の体格、11 鑑札番号、12 登録年月日、13 注射実施日、14 注射番号、15 取消理由、16 取消年月日、17 原簿の記載事項の変更履歴、18 注射履歴	
記録範囲	日向市に犬を登録した飼い主	
記録情報の収集方法	・飼い主から提出された犬の登録申請書、犬の登録事項変更届、犬の死亡届 ・市区町村からの通知、狂犬病予防注射済票交付申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	犬の飼い主が転入した市区町村、保健所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	総務部 総務課 883－8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	作成年月日：令和 5 年 4 月 1 日 最終更新日：令和 7 年 8 月 1 日	

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	市営墓地管理システム	
行政機関等の名称	日向市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	市営墓地使用者及び墓所の管理に使用する。	
記録項目	1 使用者氏名、2 使用者住所、3 電話番号、4 墓所番号、5 異動年月日、6 許可年月日、7 使用料、8 墓地種別、9 面積、10 返還年月日	
記録範囲	市営墓地の使用者	
記録情報の収集方法	使用者から提出された使用許可申請書、使用承継許可申請書、返還届	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	総務部 総務課 883－8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	作成年月日：令和 5 年 4 月 1 日 最終更新日：令和 7 年 8 月 1 日	

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	陳情・要望等管理システム	
行政機関等の名称	日向市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	陳情・要望等の管理及びその後の対応などに使用する。	
記録項目	1 相談者氏名、2 相談者住所、3 電話番号、4 受付年月日、5 受付方法、6 地区、7 内容分類、8 担当課、9 業者名、10 件名、11 相談・対応内容、12 対応の経過、13 対応完了日	
記録範囲	陳情・要望者	
記録情報の収集方法	電話や窓口、書面による陳情・要望	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	市役所内の関係する課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	総務部 総務課 883－8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	作成年月日：令和 5 年 4 月 1 日 最終更新日：令和 7 年 8 月 1 日	

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	マイナンバーカード交付通知発送記録簿	
行政機関等の名称	日向市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカード交付通知書の発送記録のため。	
記録項目	1 整理番号、2 住所、3 氏名、4 氏名の振り仮名、5 生年月日、6 交付通知書発送日、7 交付日	
記録範囲	交付通知書の発送者	
記録情報の収集方法	地方公共団体情報システム機構から提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	総務部 総務課 883－8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	作成年月日：令和 5 年 4 月 1 日 最終更新日：令和 7 年 8 月 1 日	